

交 対 協 第 32 号 の 2
令 和 6 年 9 月 25 日

静岡県交通安全対策協議会
各 実 施 機 関 ・ 団 体 様

静岡県交通安全対策協議会会長
静岡県知事 鈴木 康友

令和6年年末の交通安全県民運動の実施について（通知）

日頃、交通安全運動の推進につきまして、格別な御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会では、12月15日（日）から12月31日（火）までの17日間「年末の交通安全県民運動」を実施します。

つきましては、同運動の実施要綱を別添のとおり送付しますので、啓発等に御活用をお願いします。



担 当：静岡県くらし・環境部県民生活局
くらし交通安全課交通安全班 加藤
電 話：054-221-2104
F A X：054-221-5516
E-mail：kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp

令和6年 年末の交通安全県民運動実施要綱

- 《実施期間》 令和6年12月15日（日）から12月31日（火）までの17日間
- 《目的》 県民一人一人が、安全を第一に考え、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る
- 《スローガン》 安全をつなげて広げて 事故ゼロへ
- 《運動の重点》
- 1 歩行者と自転車の安全確保
 - 2 夕暮れ時^{どき}と夜間の交通事故防止
 - 3 飲酒運転等危険運転の根絶
 - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



《統一主要行事》

行事名	実施日	内 容
運動事前広報 街頭指導の日	12月13日 (金)	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。
夕暮れ時 ^{どき} と夜間の交通事故 防止の日	12月18日 (水)	夕暮れ時 ^{どき} から夜間にかけては、人や車が見えにくくなる危険な時間帯であることから、「ピカッと作戦！」を展開し、自発光式等の反射材用品・早めのライトオン・ハイビームの効果的活用についての広報啓発を行い交通事故防止を図る。
飲酒運転等 危険運転根絶の日	12月20日 (金)	「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進するとともに、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）を未然に防ぐ「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持った運転の必要性に関する広報啓発を推進する。

運動の重点に関する主な推進事項

歩行者と自転車の安全確保

1 歩行者に対する推進事項

- (1) 横断歩道や横断歩道橋の適正な利用の周知
- (2) 信号無視や横断禁止場所横断などの危険性の周知と交通ルールの遵守を促す広報活動の推進
- (3) 夕暮れ時から夜間における、自発光式等の反射材用品や照明器具の活用を促す広報啓発の推進
- (4) 「しずおか・安全横断3つの柱」の周知
 - ア 手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること
 - イ 安全を確認してから横断を始めること
 - ウ 横断中も周りに気を付けること

2 自転車に対する推進事項

- (1) 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と交通安全教育等のあらゆる機会を通じたヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- (2) 「自転車安全利用五則」等を活用した交通ルール遵守・マナー向上の指導と情報発信の強化
- (3) 自転車による交通事故を防止するため、「しずおか・自転車事故防止3つの柱+1（プラスワン）」の周知・実践
 - ア 交差点では周りに気を付けること
 - イ 一時停止場所ではしっかり停まること
 - ウ 急がず、ゆっくり走ること
 - エ 高齢者の方へのプラスワン：アシスト自転車の特性（加速・車重）を理解すること
- (4) 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動の推進
- (5) 11月1日から施行される、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の規定（自転車運転中のながらスマホの禁止、酒気帯び運転等に対する罰則の創設）の周知

3 運転者に対する推進事項

横断歩道の歩行者等優先義務及び歩行者保護意識を醸成する広報啓発活動の推進

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

1 「ピカッと作戦！」の積極的な展開

- (1) 自発光式等の反射材用品の視認効果や使用方法等の周知と自発的な活用の促進
- (2) 夕暮れ時における、自動車・自転車の「早めのライトオン」の実践
- (3) 夜間の対向車や先行車がない状況における「ハイビームの効果的な活用」

2 運送業者に対する注意喚起

点呼時における夕暮れ時から夜間の時間帯における運転時の注意喚起の実施

飲酒運転等危険運転の根絶

1 飲酒運転の根絶

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等による、飲酒運転等を絶対に許さない環境作りの推進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転の悪質性・危険性の理解と飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- (4) 自動車運送事業者等の点呼時におけるアルコール検知器使用等、飲酒運転根絶に向けた取組の実施

2 妨害運転の防止

- (1) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知徹底
- (2) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する啓発の推進

3 ながら運転の防止

スマートフォン等を使用しながら車両を運転する危険性の周知徹底

各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町交通安全対策協議会等が策定する年間事故防止重点を中心とした対策の推進